
社団法人 富岡労働基準協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人富岡労働基準協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福島県双葉郡富岡町中央2丁目25番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の連絡提携により、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法等の関係法規の普及に協力するとともに労働保険事務組合の業務、労務管理の改善及び労働災害の防止等のための活動を推進することにより、労働者の福祉の増進向上をはかり、あわせて産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係労働法令の研究及び啓もう普及に関すること。
- (2) 労働時間、賃金制度、労働安全衛生に関する研究及びその活動の推進に関すること。
- (3) 労務管理、労働安全衛生等に関する講習会並びに研修会等の開催に関すること。

- (4) 労務管理、労働安全衛生及び労災補償業務に関する功労者並びに優良労働者の表彰に関すること。
- (5) 労務管理、労働安全衛生及び労災補償関係資料の収集並びに普及のための刊行配付に関すること。
- (6) 労務管理、労働安全衛生関係の図書設備、器材等の紹介斡旋、共同購入等に関すること。
- (7) 会員の福利厚生に関すること。
- (8) 健康診断の委託業務に関すること。
- (9) 労働保険事務組合の業務に関すること。
- (10) その他目的を達成するため必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体とする。
- (2) 名誉会員 この法人に、特に功労のあった者または学識経験者で、総会が推せんした者。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

ただし、名誉会員に推せんされた者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

特別の費用を要するときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である法人団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があつたとき。
- (2) この法人の会員として義務に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 40名以内(うち会長1名、副会長若干名、専務理事1名、常務理事1名)
- (2) 監事 2名

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は総会でこれを選任し、会長、副会長、専務理事、常務理事は理事の互選とする。

2. 理事及び監事は相互に兼ねることが出来ない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
3. 専務理事は会長及び副会長を補佐し、日常の事務を処理する。
常務理事は専務理事の補佐にあたる。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(監事の職務)

第15条 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第16条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし、補欠(又は増員)により選任された役員の任期は、前任者(又は現任者)の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、辞任した場合又は任期が満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- (3) 一身上の都合により管外へ転居、又は退会の場合。

(役員の報酬)

第 18 条 役員は有給とすることができます。

2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(顧問および評議員)

第 19 条 この法人に顧問若干名及び評議員を 25 名以内おくことができる。

2. 顧問は、会長が推せんし、理事会の承認を得て委嘱する。
3. 評議員は、総会の同意に基づいて会長がこれを委嘱する。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算。
 - (2) 事業報告及び収支決算。
 - (3) その他この法人の運営に関する重要な事項。
2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
 3. 評議員会は、理事会又は総会から付議された重要な事項を議決する。

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の 5 分の 1 以上、若しくは監事からの会議の目的たる事項を示して、請求があったときに開催する。
3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
4. 評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第 24 条 会議は会長が招集する。

2. 会議を招集する場合は、構成員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の 7 日以前に通知しなければならない。ただし、会長が、緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 評議員会の議長は、出席評議員のなかから選任する。

(定足数)

第 26 条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事、評議員会においては評議員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決する。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。
3. 評議員会の議事は、評議員の過半数をもって決する。
4. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 28 条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない会員、理事及び評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(会員への通知)

第 29 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第 30 条 会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

第 31 条の 2 この法人の特別会計労働保険事務組合の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 事務委託会費
- (3) 手数料
- (4) 報奨金
- (5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 33 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 34 条 この法人の収支予算は、総会の議決を経て定める。

ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

2. 収支決算は、年度終了後 2 ヶ月以内に、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(予算の更正及び補正)

第 35 条 緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、理事会において決定することが出来る。

ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(特別会計)

第 37 条 この法人は、収益事業を行うため又はその他の事由により必要があるときは理事会の議決により、特別会計を設けることが出来る。

(長期借入金)

第 38 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(剰余金の処分)

第39条 年度末に剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部もしくは一部を翌年度に繰越すか、又は積立てるものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において会員の3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、総会において、会員の3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を受けて、解散することが出来る。

2. 解散にともなう残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の認可を受けて類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

(精算人)

第42条 この法人が解散したときは、会長が精算人となる。

第7章 事務局・専門部会・専門委員会

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員若干名をおく。
3. 事務局長の任免は理事会の同意を得て、会長が行う。
4. 事務局長は理事をもって充てることができる。
5. その他、事務局に関する事項は、別に定める。

(専門部会)

第 44 条 この法人に第 4 条の事業を行うため、労務、賃金、安全、衛生、労災教育推進部の 6 部会をおくことができる。

2. 部会に関する規定は、理事会の承認を経て会長が定める。

(専門委員会)

第 45 条 この法人に、特別事項に関する調査、研究のため専門委員会をおくことができる。

2. 専門委員会に関する規定は、理事会の承認を経て会長が定める。

第 8 章 雜則

第 46 条 この定款の施行について、定款に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 附則

1. この法人の設立初年度の事業計画及び收支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 2. この法人の設立当初の会計年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 58 年 3 月 31 日までとする。
 3. この法人の設立により、富岡労働基準協会の会員及び一切の財産は、この法人が継承する。
 4. この法人の設立当時における富岡労働基準協会事務局職員の給与その他労働条件は、この法人が継承する。
 5. 平成 6 年 5 月 18 日この定款の一部を改正する。
-